

全L協保安30第85号
平成31年3月20日

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）等（お願い）

標記につきましては、平成31年2月4日付け全L協保安30第67号において、経産省の意見募集についてお知らせしておりました。

この度、その意見募集等を踏まえ、改正されたLPガス容器の充填期限表示方法の見直し内容等が経産省のホームページに掲載されましたのでお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては関係者に対し、下記内容をご周知くださいますようお願いいたします。

記

LPガス容器の充填期限表示方法の見直し【高圧法基本通達、液石法基本通達】

①概要

現行の規定では、LPガス容器について再検査期限を和暦で表示することとしている。2019年5月1日に新元号が施行される予定であることも踏まえ、今後は再検査期限を西暦で表示するよう、基本通達の改正を行う。

②具体的な規定の内容

再検査期限を、西暦年4桁で表示することとする。

経過措置として、

- ・基本通達等を一部改正する規程の施行の際現に表示をしている容器
- ・同規程の施行後、2019年10月31日までの間に表示をする容器

については、なお従前の例によることができるものとする。

経産省のホームページ掲載アドレス

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2019/3/20190315.html

以 上

発信手段：Eメール、保安部：高木、片岡、橋本